公営企業債		
水道事業		
工業用水道事業		
交通事業		
電気事業・ガス事業		
港湾整備事業		
病院事業・介護サービス事業		
市場事業・と畜場事業		
地域開発事業		
下水道事業		
観光その他事業		
		100％

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。
（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十六年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第二百一号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第二項の規定に基づき、雇用政策基本方針（平成二十年厚生労働省告示第四十号）の全部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用政策基本方針

―仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環を目指して―

目次

はじめに
第一　労働市場の課題と今後の方向性
一　内部労働市場の機能と課題
二　外部労働市場の機能と課題
三　労働市場の今後の方向性
第二　今後の雇用政策の基本方針
一　雇用政策の基本的考え方
(一)　社会全体での人材の最適配置・最大活用
(二)　危機意識をもって「全員参加の社会」を実現
二　雇用政策の基本的な方向性
(一)　労働市場インフラの戦略的強化
①　人的資本の質の向上と職業能力の「見える化」
②　マッチング機能の強化
③　失業なき労働移動のための一体的な支援
(二)　個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理
(三)　「全員参加の社会」の実現に向けて
①　「全員参加の社会」にふさわしい働き方の構築
イ　労働者の希望を生かした多様な働き方の実現
ロ　「時間意識」を高め、「正社員＝いつでも残業」を変えよう
②　意欲を高め、全ての人に、仕事を通じた成長の機会を
イ　教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況の若者にキャリア形成のチャンスを提供
ロ　「シニアの社会参加モデル」を構築
ハ　「女性の活躍は当たり前」という社会へ
ニ　男性の働き方にも多様性・柔軟性を
ホ　障害者等が能力と適性に応じて活躍できる社会を目指して
ヘ　様々な事情・困難を克服し、就職を目指す人たちを支援
ト　外国人材の活用により我が国の経済活性化を
(四)　良質な雇用の創出
①　雇用志向の積極的な産業政策
②　サービス業などの人手不足産業の雇用環境の改善
③　地域の雇用機会の確保

はじめに

日本経済は二〇〇八年秋のリーマンショック後の二〇〇九年から景気拡張過程に移行し、二〇一一年に生じた東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、二〇一二年に入り増勢を維持してきた。その後、世界景気の減速等により輸出や生産が落ち込み、景気は弱い動きとなったが、二〇一三年に入って持ち直しに転じた。二〇一二年秋以降の株高の進行等を背景に家計や企業のマインドが改善しており、個人消費や生産が持ち直していることなどが背景としてあげられる。そのような中で、現下の雇用情勢は一部に厳しさがみられるものの改善が進んでいる状況にある。

一方で、少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化による産業競争の激化など、雇用をとりまく社会や経済は構造変化の中にある。

長引くデフレから脱却し、経済を持続的な成長軌道にのせていくことが喫緊の課題であり、雇用政策も「成長を支える」ものであることが求められる。